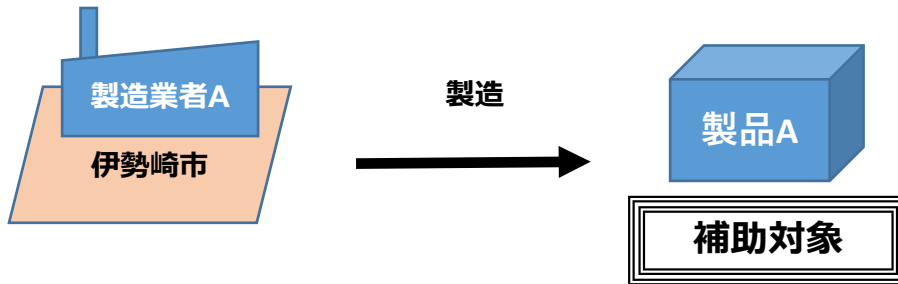
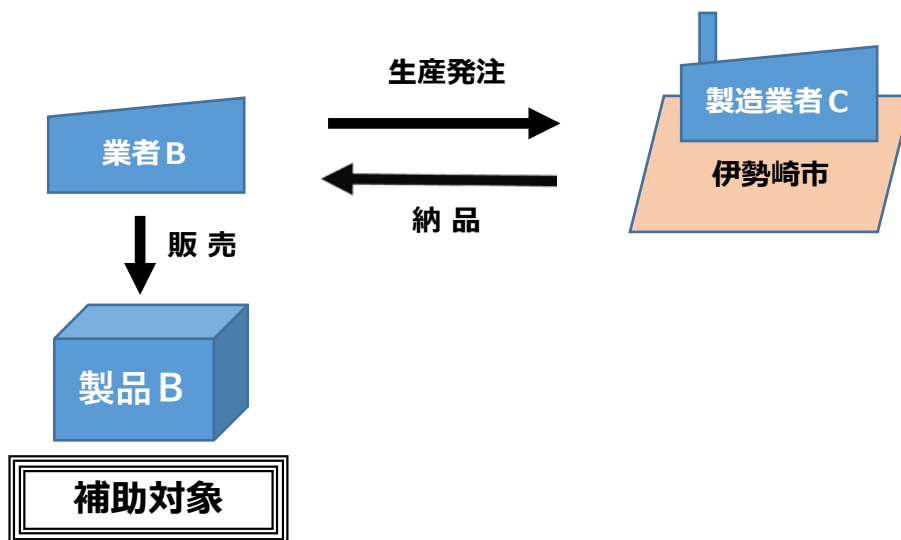


補助対象となる機器及び物資について

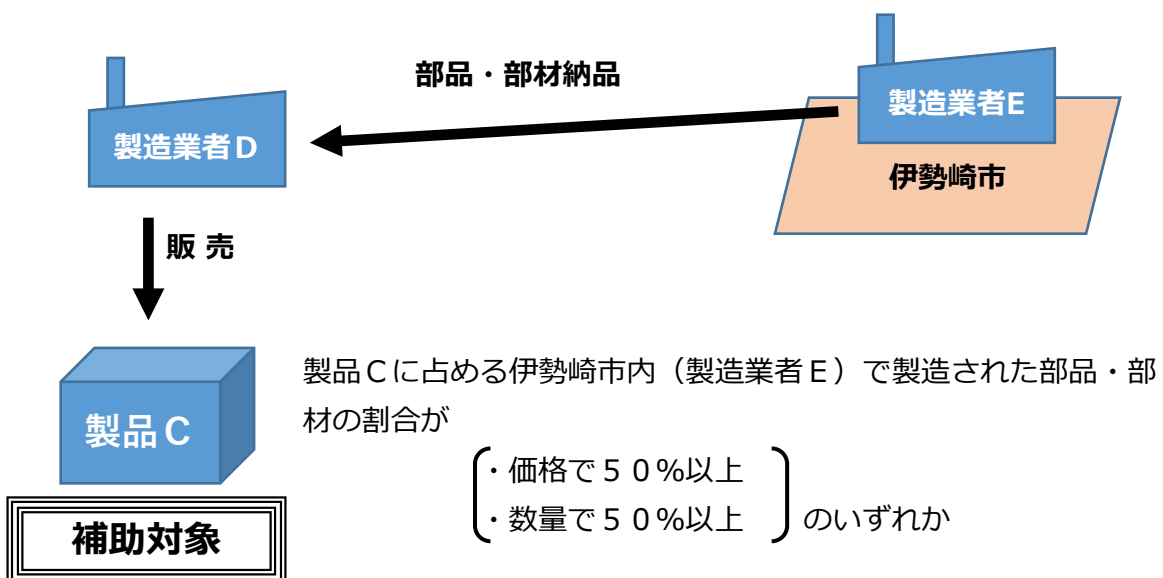
A) 市内製造業者が自社開発をした製品で、生産工程における最終工程が当該市内製造業者の生産拠点で行われたもの。



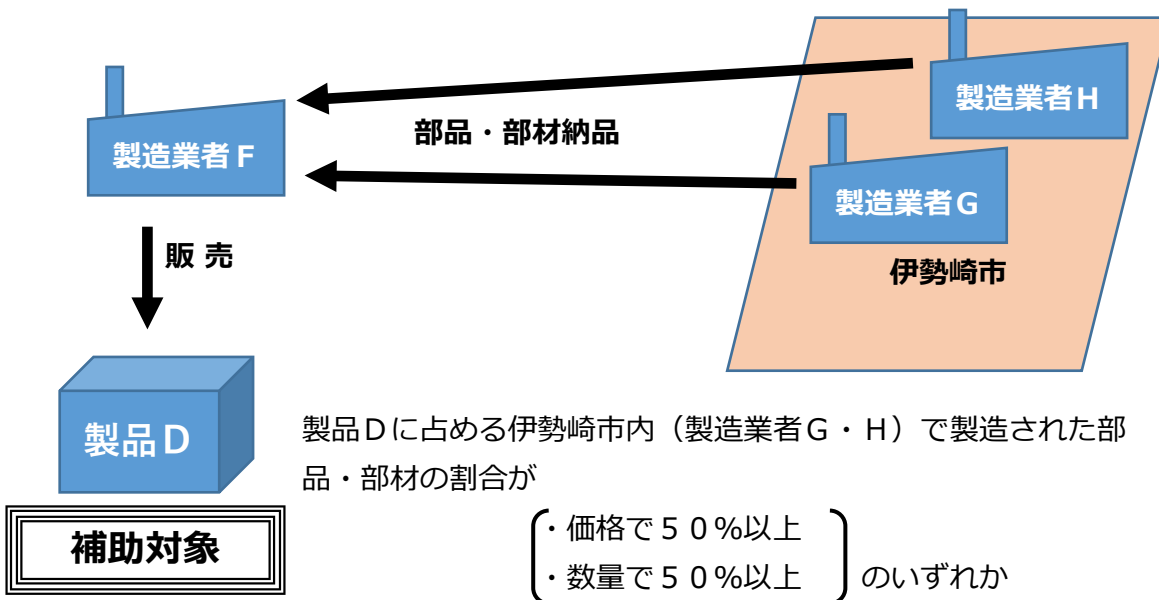
B) 市内製造業者が自社開発をした製品ではないが、生産工程における最終工程が市内製造業者の生産拠点で行われたもの。



C) 市内製造業者が自社開発をした製品ではないが、当該製品を構成する部品における価格又は数量の50%以上が市内製造業者（単独）の生産拠点で製造されたもの。



D) 市内製造業者が自社開発をした製品ではないが、当該製品を構成する部品における価格又は数量の50%以上が市内製造業者（複数）の生産拠点で製造されたもの。



・ Made in いせさき感染症対策機器及び物資購入の申請について

補助対象となる機器及び物資について、製造事業者又はメーカーが様式第1号の認定申請書により申請をし、市長がこれを認定をします。

これらを病院、社会福祉法人等が購入するものを補助対象とします。

製品	開発者	製造者	申請者	要綱の適用条文	備考
A	製造業者 A	製造業者 A	製造業者 A	第4条第1号	
B	業者 B	製造業者 C	製造業者 C	第4条第2号	
C	製造業者 D	製造業者 D	製造業者 D	第4条第3号	申請時に製造業者D による証明書要
			製造業者 E	第4条第3号	
D	製造業者 F	製造業者 F	製造業者 F	第4条第3号	申請時に製造業者F による証明書要
			製造業者 G又はH	第4条第3号	